

国民健康保険 資格喪失届 (郵送による手続き)

(提出先) 横芝光町長		届出年月日	年 月 日		
届出人氏名			世帯主との続柄()		
住 所	横芝光町				
電話番号	— —				
喪失する方	氏 名	性別	生 年 月 日		世帯主との続柄
	1	男・女	年 月 日		
	2	男・女	年 月 日		
	3	男・女	年 月 日		
	4	男・女	年 月 日		
	5	男・女	年 月 日		
	6	男・女	年 月 日		

※喪失する方の社会保険証(全員分)のコピー、国民健康保険証(以下「保険証」という。)を添付してください。

※保険証を返還できない場合は、下記に記入してください。

誓約書

紛失・その他()のため、下記の者の保険証を返還できませんが、後日発見した場合は、その保険証を使用せず、返還します。

国民健康保険の資格喪失後、保険証をを使用した場合は、その分の医療費(保険者負担分)を返還します。

(届出人氏名)

保険証未返還者氏名		

**社会保険(職場の健康保険、共済保険等)に加入した場合、国民健康保険の資格喪失届出が必要です。
平日に役場に来庁できない方は、郵送による手続きができますので、ご利用ください。**

1. 手続きの方法

- ① 裏面の「資格喪失届(郵送による手続き)」の太枠内を全て記入してください。
- ② 国民健康保険証を返還できない場合は、裏面下段の誓約書に記入してください。
- ③ 喪失する方の社会保険証(全員分)のコピー、国民健康保険証を同封してください。

※社会保険証のコピーがないと受付できません。ご注意ください。

- ④ 喪失届、社会保険証のコピー、国民健康保険証を下記宛てに郵送してください。

(送付先、問い合わせ)

〒289-1793 千葉県山武郡横芝光町宮川11902

横芝光町役場 住民課 国保年金班 国民健康保険資格担当

電話 0479-84-1214(直通)

※郵送料、コピー代は届出人負担となります。

※郵送は普通郵便、書留郵便を問いませんが、簡易書留を推奨します。

※喪失届の控えを希望される場合は、84円切手を貼りつけ、宛先を記入した返信用封筒を同封してください。受付印を押印した喪失届のコピーを返送します。

2. 国民健康保険税について

喪失届を受付後、資格喪失処理をし、国民健康保険税に変更がある場合は、変更通知書を送付します。通知書は、喪失届を受付した月の翌月中旬に、役場税務課より送付します。

国民健康保険税については、税務課(電話0479-84-1212)へお問い合わせください。

3. 子ども医療費助成受給券をお持ちの方へ

子ども医療費助成受給券は、そのまま使用できますが、別紙「子ども医療費助成受給券変更申請書」の「申請者(保護者)」「子ども」欄に記入し、郵送してください。